

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
宍粟市	中安積 地区	令和4年8月31日	—

1 対象地区の現状

区 分	面積 (ha)	割合
地区内の耕地面積	12.06 ha	
①人・農地プランの耕地面積	12.06 ha	100.0 %
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の割合	10.02 ha	83.1 %
③地区内における70才未満の農業者の耕作面積の合計	3.34 ha	57.1 %
④地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	3.14 ha	26.0 %
i うち後継者が未定の農業者の耕作面積の合計	0.85 ha	7.1 %
ii うち後継者が不明の農業者の耕作面積の合計	0.61 ha	5.1 %
iii うち後継者がいる農業者の耕作面積の合計	1.68 ha	13.9 %
⑤アンケート調査等に未回答の農地所有者又は耕作者の耕作面積の割合	2.03 ha	16.9 %
⑥地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	6.90 ha	57.2 %
(備考) 所有者から回答のない場合は耕作者の回答を集計した。		

注1:③④の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:⑥の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

農道や水路等の施設が老朽しており、鳥獣被害の増加に伴う防護柵の設置においても年々増加傾向にあるため、農地所有者や耕作者の費用負担が増加している。
また、地区の耕作者において、70歳以上が26%を占めており、そのうち後継者が決まっていない農地が46%と将来的に地域の中心経営体が担う農地面積が増加することが予測され、中心経営体の設備等整備を含めた経営基盤強化が喫緊の課題となる。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

中心経営体の経営基盤強化の進捗状況に応じ、作業受委託による営農を中心に農地の集積を行いながら、利用権への移行を行っていく。また、利用権での農地集積が完了した段階で、農地中間管理機構を利用し、農地の集約化を検討する。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状 (令和3年10月現在)		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
集		水稻ほか	4.0 ha	飼料米ほか	8.0 ha	
認就		水稻	0.2 ha	水稻ほか	2.0 ha	
その他		水稻	0.9 ha	水稻	2.0 ha	
計	3 経営体		5.1 ha		12 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>●農地の貸付け等の意向 地域の貸し付け意向のある農地は、13,792㎡となっている。</p>
<p>●農地中間管理機構の活用方針 中心経営体の経営基盤強化の状況により、段階的に利用権設定を行った後に農地中間管理機構による農地の集約化を検討していく。</p>
<p>●鳥獣被害防止対策の取組方針 地区における鳥獣被害の状況を把握し、公共事業の活用により農業者への負担軽減を図る。 また、隣接する地区との調整により計画を行い、より効果的な整備を行う。</p>
<p>●環境保全、農地・農業用水路の維持管理等の取組方針 農道や水路等の農業施設の劣化等の状況を把握し、多面的機能支払交付金等の事業活用により、農業者並びに所有者の負担軽減を図りつつ、計画的な管理を行う。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6	他アンケート結果のとおり	13,792		
	計	13,792		

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。